

留萌市 地域部活動の指導ガイドライン

留萌市教育委員会 教育政策課

1 指導上の順守事項

- (1) 生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防）、事故防止（施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。
- (2) 大会等で好成績を収めることのみを重視し、科学的な視点から見て過重な練習を強いることなどがないようにする。
- (3) いかなる場合においても体罰を行使してはならない。暴言・暴力、行き過ぎた指導、パワハラ、セクハラ、モラハラなどの行為は絶対しない。
- (4) 個人情報を守り、絶対に漏洩させてはならない。
- (5) 生徒の人格を否定する発言を行ってはならない。指導者としての信用を失墜させる行為をしてはならない。

2 指導者としての心構え

- (1) 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導を行う。
- (2) 生徒指導の観点から、部活動の意義や役割を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者との連携を取りながら、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう留意する。
- (3) 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛ける。
- (4) 地域部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に精通するとともに、生徒の発達の段階や成長による変化、地域部活動のマネジメントや社会的マナーの指導等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、それらを向上させる。
- (5) 講習会・研修会等へ積極的に参加し、最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、情報収集に努める。
- (6) 指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、生徒一人一人の心の状態まで配慮

した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努める。

- (7) 生徒が自ら考え、主体的、自発的に練習に取り組めるよう、大会等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行う。

3 事故防止対策等（危機管理）

- (1) 健康面での安全を確保し、次の事項等について留意した活動を行う。
- ア 健康観察による体調確認（顔色や表情、体温等）
 - イ 持病や障害等（循環器系、アレルギー、シックハウス等）
 - ウ 健康診断結果や保健室利用状況等
 - エ 学級閉鎖や臨時休業等
- (2) 特に身体活動を伴う活動においては、次の事項に留意した活動を行う。
- ア 急激な気候変動（突風、竜巻、落雷など）
 - イ 施設の安全性の確認
 - ウ 器具の設置の安全確認
 - エ 技術レベルや体格差を考慮した事故防止
 - オ 気温や湿度などを考慮した熱中症予防
- (3) 災害時の対応等について、次の事項に留意した活動を行う。
- ア 避難経路及び避難場所の確認
 - イ 避難方法及び誘導についての確認
 - ウ 保護者等への連絡体制の確認

4 保護者からの訴えへの対応

体罰やハラスメントなどで保護者から訴えがあった場合は、指導者のみの判断によらず、留萌スポーツ協会に報告したうえで留萌市教育委員会や学校と協議して対応する。

5 その他

上記以外の必要な事項は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」に準じる。